

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
(令和6年11月1日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第8号)
(町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙)

「個人推薦」による町村議会議員の区分の候補者の届出について

この度の広域連合議会議員選挙（町村議会議員の区分の広域連合議会議員1人欠員による補欠選挙）は、岡山県内すべての町村議会議員が候補者になることができます。

当該選挙の候補者となるためには、岡山県町村議会議長会の推薦「団体推薦」又は岡山県内すべての町村議会議員のうちから11人以上の者の推薦「個人推薦」が必要となります。

当該選挙の「個人推薦」による町村議会議員の区分の候補者の届出の概要は、下記のとおりです。

記

- 1 「個人推薦」による候補者の届出の受付期間及び受付時間
受付期間：令和6年11月15日（金）から11月21日（木）まで
（※ ただし、11月16日（土）・11月17日（日）の休日を除く。）
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 「個人推薦」による候補者の届出の受付場所
岡山県後期高齢者医療広域連合の事務所
岡山市北区今二丁目2番1号（岡山市町村振興センター 3階）
- 3 「個人推薦」による候補者の届出の推薦について
(1) 「個人推薦」により当該選挙の候補者となるためには、岡山県内すべての町村議会議員のうちから11人以上の者の推薦が必要となります。
(2) 「個人推薦」には、広域連合議会議員選挙の候補者になろうとする本人の自己推薦は含みません。
- 4 「個人推薦」による候補者の届出の方法
当該選挙の候補者になろうとする町村議会議員は、「候補者届出書」（3ページ目）に上記3による11人以上の町村議会議員の「推薦書」（4ページ目）を添えて、上記1の受付期間及び受付時間内に、上記2の受付場所へ届け出ていただくこととなります。
なお、提出は本人以外の代理でもかまいませんが、郵送ではなく、必ず持参して提出してください。
- 5 「候補者届出書」・「推薦書」の様式及びその記載例
当該選挙の候補者になろうとする町村議会議員が記載する「候補者届出書」の様式は3ページ目、当該選挙の候補者になろうとする者を推薦する町村議会議員が記載する「推薦書」の様式は最後のページの4ページ目にありますので、プリントアウトして御利用ください。
なお、「候補者届出書」・「推薦書」の記載例は次ページにあります。

「候補者届出書」・「推薦書」の記載例

候補者届出書様式（町村議会議員の区分）

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
候補者届出書

令和6年11月1日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第8号の岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、別紙推薦書（11人）を添えて、町村議会議員の区分の候補者の届出をします。

令和6年11月15日

候補者 (届出人)	(ふりがな)	こういき たらう
	氏名	広城 太郎 ㊟
	住所	〇〇町広城1
	生年月日	昭和30年1月1日
	公職等の種類	〇〇町議会議員

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 あて

※「候補者届出書」の記載例

推薦書様式（町村議会議員の区分）

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
推薦書

令和6年11月1日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第8号の岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の町村議会議員の区分の候補者として、(公職等の種類) 〇〇町議会議員 (候補者氏名) 広城 太郎 を推薦します。

令和6年11月15日

住所 〇〇町連合2

推薦者氏名 連合 花子 ㊟

公職等の種類 〇〇町議会議員

※「推薦書」の記載例

候補者届出書様式（町村議会議員の区分）

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

候補者届出書

令和6年11月1日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第8号の岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、別紙推薦書（ 人）を添えて、町村議会議員の区分の候補者の届出をします。

令和 年 月 日

候補者 (届出人)	(ふりがな) 氏 名	①
	住 所	
	生 年 月 日	
	公職等の種類	

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 あて

推薦書様式（町村議会議員の区分）

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

推 薦 書

令和6年11月1日岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長告示第8号の岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の町村議会議員の区分の候補者として、（公職等の種類） _____（候補者氏名） _____を推薦します。

令和 年 月 日

住 所 _____

推薦者 氏 名 _____ (印)

公職等の種類 _____